

第 2 回

札幌市住まいの協議会

議 事 録

日 時：2022年5月27日（金）午後1時開会
場 所：札幌市役所 12階 5号会議室

1. 開 会

○事務局（山崎住宅管理担当課長） 定刻前ですが、皆さんおそろいになりましたので、ただいまから令和4年第2回札幌市住まいの協議会を開会させていただきます。

2. 都市局長挨拶

○事務局（山崎住宅管理担当課長） 本日は、令和4年度に入り初めての協議会で、4月の人事異動によりまして事務局のメンバーも変わりましたので、ご紹介させていただきたいと思います。

初めに、都市局長の中村より、委員の皆様へご挨拶申し上げます。

○中村都市局長 本日は、お忙しい中をお集まりいただき、ありがとうございます。

4月より都市局長になりました中村でございます。よろしくお願いいたします。

第2回住まいの協議会の開催に当たりまして、一言、挨拶を申し上げます。

お集まりの皆様方におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず委員をお引き受けいただき、ありがとうございます。

札幌市の住宅行政にお力添えをいただいておりますことに、深く感謝申し上げます。

去る3月28日に開催いたしました第1回住まいの協議会では、市営住宅の概要についてご説明させていただき、委員の皆様からは、それぞれの視点から様々なご質問をいただき、闊達な意見交換をしながらの審議であったと伺っております。

さて、前回の資料にもございましたとおり、札幌市の市営住宅は昭和40年後半から昭和の終わり頃にかけて建設された建物が非常に多く、特に、築30年以上経過した建物、具体的には平成3年以前に建てられた住宅が全体の7割に迫る状況にあります。

今後、建て替え等に必要な財源を確保するためには、公平性の確保などの観点から、コストに見合った適正な受益者負担の在り方について検討を進めていく必要があると考えておりますが、同時に、入居者の皆様が安心して住み続けられることができる環境づくりにも取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

委員の皆様におかれましては、それぞれの幅広い専門的見地とお立場から、課題解決に向けてご審議をいただきますようお願い申し上げます。

結びになりますが、委員の皆様のみずみずのご健勝、ご活躍をご祈念申し上げまして、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

3. 事務局紹介

○事務局（山崎住宅管理担当課長） 次に、本協議会の事務局職員も替わりましたので、ご紹介いたします。

○事務局（藍原住宅担当部長） 住宅担当部長の藍原と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

- 事務局（松本住宅課長） 住宅課長の松本です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（勝見住宅企画係長） 住宅企画係長の勝見と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（笠井制度担当係長） 制度担当係長の笠井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（石丸係員） 制度担当係の石丸と申します。よろしくお願いいたします。
- 事務局（尾崎管理係長） 管理係長の尾崎と申します。どうぞよろしくお願いいたします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） そして、私、住宅管理担当課長の山崎です。よろしくお願いいたします。

4. 委員紹介

○事務局（山崎住宅管理担当課長） また、委員の皆様は、前回の繰り返しになって恐縮でございますが、お手元の委員名簿に基づきまして、本日おいででの委員の皆様をご紹介申し上げます。

それでは、会長より、時計回りの順番で私からご紹介を申し上げます。

北星学園大学名誉教授の杉岡委員です。

- 杉岡会長 杉岡です。よろしくお願ひします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） 北翔大学生涯スポーツ学部教授の梶委員です。
- 梶副会長 梶でございます。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） 中村浅松法律事務所弁護士の浅松委員です。
- 浅松委員 浅松です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） 公募により選ばれました田作委員です。
- 田作委員 田作です。引き続きよろしくお願ひいたします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） 一般財団法人あんしん住まいサッポロの松前委員です。
- 松前委員 松前です。よろしくお願ひいたします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） 北海学園大学経済学部教授の宮入委員です。
- 宮入委員 宮入です。よろしくお願ひします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） 北海道不動産鑑定士協会、株式会社北海道アプレイザーズ・ファーム代表取締役の宮達委員です。
- 宮達委員 宮達です。よろしくお願ひします。
- 事務局（山崎住宅管理担当課長） 皆様、本日もよろしくお願ひいたします。

ここで、誠に恐縮でございますが、中村局長は、この後、公務がございますので、これもちまして退席させていただきます。どうかご了承をお願いいたします。

〔中村都市局長は退席〕

5. 議 事

○事務局（山崎住宅管理担当課長） それでは、これからの議事運営につきましては、杉岡会長にお願いいたしたいと存じます。

それでは、会長、よろしくお願いいたします。

○杉岡会長 それでは、始めさせていただきたいと思います。本日もよろしくお願いいたします。

議事に入らせていただく前にお伝えしたいと思いますが、前回の審議会において委員の皆さんからいろいろご質問が寄せられておまして、調べた内容につきましては、まとめて事務局からメール等で回答が届けられているかと思えます。

基本的には、この審議会においては、テーマに即した議論を中心に行うということをご前提にしていきたいと思っておりますので、前回と内容が重なる場合には説明していただくこともあると思えますけれども、その他の質問につきましては、送付された資料をもって回答ということで受け止めていただき、ご確認いただければと思っております。

それでは、議事を進めさせていただきたいと思いますが、大体2時間程度の予定で進行させていただきたいと思っておりますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

それでは、事務局より、資料を説明させていただきたいと思えます。よろしくお願いいたします。

○事務局（尾崎管理係長） それでは、本日の議題であります減免制度の現状と課題について、私からご説明させていただきます。

まず、配付資料の確認をさせていただきたいと思えます。

緑色の資料が減免制度の現状と課題ということで、スクリーンにも写しましたので、どちらか見やすいほうでご覧いただけたらと思えますので、よろしくお願いいたします。別紙としまして、別紙1というA3判の大きい紙で、分位ごとの本来家賃及び減免後の家賃例というのが一つと、別紙2ということで、生活扶助基準の改定状況、こちらの資料をつけております。もう一つ、所得の計算の簡易一覧表をつけさせていただいております。

以上が資料になるのですが、何か足りないものはございますでしょうか。

それでは、早速、資料に沿って進めさせていただきたいと思えます。

まず、資料の1ページ目ですけれども、前回、市営住宅家賃の適正な負担の在り方についてという諮問書を会長にお渡しさせていただきました。今回、その趣旨として3点を諮問したいと思っております、概要を資料の1ページ目に記載いたしました。

まず①が減免基準額のあり方ということで、今日はこのテーマについて協議させていただきたいと考えております。

概要としましては、今の減免制度は、平成23年の生活保護基準をベースとして、平成25年4月から運用しております。ところが、その後すぐ、平成25年8月、平成30年10月の2回、生活保護基準が引き下げられております。ただ、その後、1回目が見直し

の直後だったことや、2回目の平成30年には胆振東部地震などの影響もあったものから、社会に与える影響を考慮しまして見直しを見送ってまいりました。その結果、現状では、生活保護基準と減免の基準が乖離している状況でありますので、乖離の解消を含めた減免基準設定の在り方を諮らせていただけたらというのが1点目です。

②の最低負担額・全額免除のあり方についてですけれども、②と③については、詳しいデータや資料は次回以降にお示しさせていただきたいと思いますが、まず、②の現行制度における最低負担額は4,200円と設定しております。

これは、改正当時、建て替え前の古くて元家賃がかなり安い住宅がまだ残っておりまして、これに減免の割合を掛けると、極めて安い1,000円などになってしまうような家賃が続出したものですから、それは安過ぎるのではないかとということで、修繕費の割合の平均値を根拠としまして、最低限の負担額を4,200円と設定させていただいた経緯がございます。

ただ、その後から、建て替えがどんどん進みまして、極めて低額な家賃の戸数が大幅に減っておりますことですか、最低負担額設定の根拠として、これが妥当なのかどうかということを諮っていきたいと考えています。

それから、全額免除のあり方についても、ほかの政令市の制度と比較検討しながら、妥当性、あり方について諮ってまいりたいと考えております。

そして、③の負担率・負担率区分のあり方ですけれども、こちらは、令和2年度の実績でいきますと減額は4区分に分かれているのですが、その4区分に満遍なく分布しているわけではなくて、60%減額で負担率40%というところに極端に偏っている実態を踏まえまして、現行区分の課題を整理するとともに、今後の見直しの方向を図っていきたいということです。

今回は、この3点を協議させていただきたいと思っております。

まず、本日は、減免基準額のあり方についてということで、資料の2ページ以降で説明させていただきます。

先ほどから、減免基準について、生活保護基準をベースにと生活保護基準と乖離しているなどという話をさせていただいておりますけれども、そもそも家賃の減免基準の設定がなぜ生活保護基準に基づくのかということを書いているのがこちらの画面になります。

これについては、1回目のときにも少しお話ししたのですが、昭和34年の公営住宅法改正のときに、家賃を減免することができるケースとして、収入が著しく低額である者ということが例示されております。

そのとき、同時に建設省住宅局長通知というものが出されておまして、著しく低額というのはどういう場合をいうのかということですが、生活保護法に基づく金額以下であることというのが著しく低額ということになるという基準を設定している経緯がございます。

ですから、法律自体は家賃の減免はすることができるということです。減免をしないこともできるので、減免制度のない政令市も二つほどあるのですけれども、建設省住宅

局長通知がございますことから、大体、何らかの形で生活保護の基準を準用している自治体が多い状況にあります。

今、政令市は20市あるのですけれども、14市は生活保護基準と連動させてというか、そこを参考にしながら減免制度をつくっている状況です。

次のページに行きまして、私ども札幌市の減免制度はどういう考え方をしているのかということをご説明します。

まず、収入に応じて減免に該当するかしないかという判定をするわけですが、そのときの月収の考え方を書いたのがこの資料になります。

実際に減免の審査もそうですけれども、もともとの家賃の計算も収入に応じて計算されておりまして、そのときの収入というのは、所得税法の考え方に基づいた政令がございまして、その定めに基づいて、総収入から税法上の所得控除を引いたものから扶養控除などを控除して、残りの金額を12か月で割って1か月当たりの金額を出すというような計算式がございまして、減免の審査のときも、基本は総収入からそうした税法上の控除をした後で12で割って月額を出すというやり方を採用しております。

ただ、通常の家賃の計算のときと違うケースが赤い字で書いたところですが、通常の家賃計算のときは非課税の収入は含めないのです。ですから、例えば、遺族年金を100万円もらっていますという方がいたとしたら、それは非課税ですから収入には入れませんので、家賃計算するときはその方の収入はゼロ円ですという計算の仕方をするのですが、減免の判定をするときは、減免は生活の困窮度を測るという意味合いがあるものですから、お給料でもらった100万円も遺族年金でもらう100万円も手元にある現金の額としては同じであるという考え方の下で、これも収入として算入するというやり方をしているのが家賃の計算とは若干違うところです。

あと、控除枠の中で、減免の判定をするときに、収入でもらっているものは全部入れるのですけれども、その一方で、医療費がかさんでいる、入院とか施設に入って多大な出費があるというその医療費については考慮させていただきますというのが右側の医療費控除額となっております。

下のほうに、文字で書いているとなかなか分かりにくいので、実際の世帯に当てはめたらどんな計算の仕方をするのかというのが、これまた下のほうも文字ばかりで分かりにくいのですけれども、例えばということで、これは、月に10万円のお給料をもらっている2人世帯で計算しています。月に10万円の収入ですので、12か月もらうと年収は120万円ということになります。

この場合、所得控除は年収に応じて決まっておりまして、それが本日の資料におつけした簡易早見表というものがあるかと思うのですけれども、この左のほうで、120万円ですから、55万1,000円から161万8,999円というカテゴリーのところに該当しますので、こういった方は、もらっている年収から55万円を控除しますという計算式になります。ですから、120万円から55万円を引いて残りが65万円、それで、2人

世帯ということですので、1人扶養親族がいるので38万円を控除して、これを引いた残りを12で割って2万2,500円ということで、これは減免の基準である7万4,000円を下回っているので、この世帯の方は減免該当になるという審査の仕方をしております。

次のページで、今の二万二千何百円という月収の方は減免にはなるということですが、では、幾ら減免になるのかということですが、それが7万4,000円以下であれば減額に該当するのですが、そこをさらに四つに区分しております、低ければ低いほど減額率が高くなるという計算をしております。

2万2,500円でいきますと、この表の上から2行目の0から2万8,000円というところに入りますので、こちらの世帯の方は、本来の家賃の60%減額、言い換えますと40%は負担していただきますという計算になります。

ちなみに、別紙1の資料で、実在する住宅に当てはめてみたらどんな感じになるのかというのをまとめてみました。

左半分が単身者向けの住宅で、右側は世帯向けということで4団地を抽出してみました。

ちなみに、選んだ団地なのですが、新さっぽろ団地というのは、新さっぽろ駅のすぐそばで、建て替えてそんなに年数もたっていないものですから、ここは空き住戸の募集をすると、今、1位、2位を争う人気の団地です。ですから、倍率が100倍を超えることも多い団地です。

続いて、もみじ台団地は、新さっぽろと逆の意味で抽出してまして、全体の戸数が多いこともあるのですが、空き家が結構多いのです。ですから、年に3回行っている定期募集とは全く別系統で、毎月募集をしている団地です。

さらに、3番目の藤野団地なのですが、こちらは市営住宅がおおむね100団地弱ぐらいあるのですが、その中で土地の固定資産税の評価相当額が一番低いところです。つまり、現時点では100団地の中で立地性が一番あまりよろしくないのかなという位置づけにされている団地で、一番下の光星団地は、商業地でもありますので、土地の評価相当額が一番高いのです。ですから、利便性係数と書かれているところも1.0を超えてくるような、そんな特徴がある団地を選んでおります。

青く塗っているところが収入に応じてお支払いいただく本来家賃になります。また、青いところのちょっと上に近傍同種家賃と書いてあると思うのですが、これは、市営住宅ではなくて、この近辺で同等の民間賃貸住宅があったらこのぐらいしますという意味で設定している額になるのですが、入居者が実際に払うのはこの青いところです。

減免の申請をする方は、収入が一番低いカテゴリーのところにおいて、その額も支払いが厳しいということで申請されている方なので、新さっぽろの単身向け住宅ですと2万1,200円が本来の家賃なのですが、これが苦しいということで申請されて、4段階に減免額が分かれるということです。

先ほどの年収120万円の2人世帯の方ですと、家賃負担率は40%だけ負担していた

だきますということでしたので、この団地でいけば8,400円がお支払いいただく家賃額になるというイメージです。

それが現状の私どもの減免制度の計算の仕方ですが、次の5ページで、減免基準設定の基になっている生活保護制度の考え方をまとめさせていただいております。

生活保護制度は世帯を単位に申請していただくものになっておりまして、世帯の収入と最低生活費を比べて、最低生活費に満たない方は、満たない分を生活保護費として支給しますという概念です。

最低生活費とは何かというと、真ん中辺に記載しているとおり、食費ですとか光熱水費などの基本的な生活に必要な費用であります生活扶助、それから、家賃などを補助する住宅扶助、それから、学校に通う子どもなどがいる場合、義務教育にかかる費用としての教育扶助など、世帯の状況に合わせて扶助を積み上げた合計額、これを最低生活費と呼んでおります。

ちなみに、現行の減免制度の基になっていきます生活保護基準というのは、先ほど申しましたとおり、平成23年当時の標準世帯と言われる3人世帯の最低生活費をベースにしております。

これをここに赤字で書いたのですが、月にして21万7,330円が最低生活費となります。

ですから、例えば、この3人世帯が生活が苦しいとって申請に来たときに、この方が例えば全くの無収入だったとしたら最低生活費がここまで出ますということです。

例えば、少しは収入があるという場合は、その差額が支給されるということです。

生活保護はそんなイメージです。

これを減免基準に換算するのはどうしているのかを書いたものが次の6ページになります。

文字と式ばかりで見にくいのですが、順に行きたいと思えます。

先ほど、減免申請した方が減免に該当するのかどうか審査する方法を説明しましたが、生活保護基準を減免基準に換算する方法も、基本は同じ計算をしております。

ですから、先ほどの21万7,330円、これは3人世帯をモデルにしていますので、この最低生活費として支給される額を給与所得と見立てて、12か月分、1年分の総収入として見立てるため、21万7,330円を年額に換算するのがまず一つの作業になります。先ほど、月10万円のお給料の方が年収にしたら120万円になりますという計算をしたのと同じです。

この方は、標準世帯の場合は、年間にすると260万円ぐらいの総収入になるという考え方をします。そこで、この年間総収入から所得控除分、つまり必要経費に当たる部分を控除して、年間の総所得を換算します。

先ほどの表でいきますと、先ほどは上から2番目だったのですが、今度は260万円の総収入の人でいきますと、下から4番目のところの式を当てはめて、端数処理して

から0.7をかけて8万円を引くという少し複雑な計算式ですが、これを行うことで年間所得相当分を出すということです。

そこから該当する控除を引いていきまして、基礎控除が10万円で、3人世帯ですので扶養している家族が2人いますから、1人当たり38万円の控除を2人分ということで76万円、この控除を引いた残りを12で割りますと7万3,566円ということで、これを四捨五入して7万4,000円という今の減免基準の入り口が月額所得7万4,000円という考え方をしております。

続きまして、7ページの表は、今、文字ばかりだったものに数字を入れて、生活保護基準だったものを換算して減免の基準になったという考え方になります。

ちなみに、これは最新の令和4年度の生活保護の基準で算出した場合はどうなるのかと書いたものが右の表になります。

先ほど申し上げたとおり、生活保護の基準が2度にわたって引下げされていますので、年間の総収入的な合計にしますと5万円から6万円ぐらい下がっており、それを割り返していくことによって、7万4,000円だったものは、今、これを採用すると7万円が減免の入り口になるという試算になってまいります。

先ほどから減免基準と生活保護が乖離してきているというお話をさせていただいていますが、乖離したらどんな影響があるのかということをお次の資料でまとめさせていただきました。

左側にグラフのような図を書きました。

これは、左が減免基準、右が引き下げられていった生活保護基準というイメージで図を書いております。ですから、差が生じている部分を青色で塗っております。

この青色にいらっしゃる所得範囲の方がどんな状況になるのかといいますと、この所得状況の方は、生活保護基準を上回る収入はあることになるので、この方が生活が苦しいといって保護の申請に行くと、残念ながら新しい基準でいくと生活保護は非該当になってしまいます。

そして、ここから、市営住宅に入居しているか、そうではないかで分かれてきてしまうのですが、入居している方の場合、今の減免基準でいきますと、減免基準の中に入っていますので減額には該当してきます。おおむねこのぐらいのところにいる方は、先ほどのうちの減免制度でいきますと10%減額のところに該当になるのかなと思います。

先ほどの別紙1に書いた4団地に当てはめると、単身向け住戸では1万1,200円から1万9,200円程度の家賃に下がり、世帯向けですと2万2,000円から3万円ぐらひは払ってくださいという家賃になってきます。

一方で、この青色のエリアにいる市営住宅の入居者ではない方、民間の賃貸住宅にお住まいの方は、そこそこの大家さんの判断にもよりますけれども、一般的には家賃を減免するという制度はないところが多いのではないかと思います。

ですから、先ほど、別紙1で近傍同種家賃と書きましたけれども、あそこがおおむね民

間の賃貸だったという値段ですから、その金額を減額しないでとなりますと、さっきの例でいくと、大体2万円から7万円ぐらいの家賃は払い続けなければならない状況になります。

ですから、今、乖離が生じていた青い部分の方は、市営住宅に入居できたかどうかで家賃面においては開きが生じているということが言えるかと思っております。

続きまして、9ページですけれども、逆に生活保護のほうが上回っている場合はどんな状況と言えるのかということで書いたのがこちらです。

青色の部分は、減免基準を超えているので、札幌市の減免は受けられないのです。

ただ、生活保護基準の中にはいらっしゃるんで、生活保護は受けようと思えば受けられます。ここも、市営住宅に入っているか入っていないかで差は出ないのです。住宅の減免は対象にならないですし、生活保護は受けようと思えば受けられる状態ではあります。

ここは、いろいろな意見、考え方があるのではないかと思うのですけれども、生活保護基準自体、健康で文化的な最低限の生活を送るために必要な金額はここですとされていて、青い方はそれよりも明らかに下回っているのですが、セーフティネットである生活保護制度があるのだから、それで救済の道はあるからそれでよいのではないかという考え方もある一方で、生活保護制度とは別に、生活保護に行き着く手前で何か生活の一部を支える仕組みが必要ではないかという議論も起き得る乖離の仕方なのかなというところですよ。

実際に今、札幌市はこの乖離の仕方ではないのですけれども、いずれにしても、乖離がありますと、どちらにせよ何らかの影響が出てきまして、合わせるにしても検討しなければならない事柄が幾つかございますので、後ほどご説明させていただきたいと思っております。

説明が長くなってきましたので、一旦、私の話をここで終わらせていただいて、ここで皆様のご意見、ご質問を伺えたらと思っております。

○杉岡会長 ありがとうございます。

ただいま、減免制度の捉え方についてのご説明をいただきました。これにつきまして、皆さんからお気づきの点をご指摘いただきたいと思いますので、ご自由にご発言ください。

私から最初に質問しておきたいのですが、結構重要なポイントになっているのは、生活保護基準の設定のところで、標準世帯がどうなるかという点です。今、生活保護基準は標準3人世帯で設定されているのですけれども、札幌市の市営住宅に入居している人は、1人暮らしや2人で暮らしている人の割合が圧倒的に多いわけですよ。そうすると、生活保護基準というのは、1人暮らしの人の場合はこれでいきますというように、世帯の内容に応じて設定されているのか、それとも、取りあえず3人世帯で丸めて、札幌市では生活保護基準はこれになりますというように1本しかないのか、それによって適用の仕方が実態と合っているのか合っていないのかという話が出てくるかと思ったのです。そこら辺はどうですか。

○事務局（尾崎管理係長） 今、会長がおっしゃられたとおり、市営住宅の入居者の内訳がこの資料の後ろのほうに出てくるのですけれども、実は今、単身と2人世帯が圧倒的に

多い状況になっています。1人世帯の場合の生活保護基準、2人世帯の場合の生活保護基準と基準を何本も設けてはおりませんで、あくまでも制度の基軸のモデルにしている世帯ということで標準3人世帯を採用しまして、それに基づいた基準を1本設定しているというのが今の札幌市の考え方でございます。

○杉岡会長 実際には、収入と控除の関係を考えたときに、入居している人の収入と控除の計算をすると、生活保護基準として使った標準3人世帯の数字を該当させることが難しいという問題があって、それでもなお1人世帯や2人世帯のようなケースに関しては、家賃の設定を生活保護基準の7万4,000円でいくというのは全く支障がないという理解がいくのかどうか気がなったのです。

○事務局（尾崎管理係長） 資料が飛びますけれども、13ページに、世帯人数とか世帯ごとに生活保護費が幾らになるのか、それを先ほどの所得控除などで割り返したら幾らになるのかという試算をしたものがございます。一番左が現行の基準の世帯で、一番右は同じ世帯で今の生活保護基準で計算した場合です。

例えば、単身世帯の場合、これは38歳ということで入居者の実態とは離れているのですけれども、38歳の方が単身で生活保護を受けた場合、最低生活費は人数が多い方たちよりは少ないのです。1人ですので、もうちょっと低い額でも最低限の生活はできるのではないかということです。ですから、割り返していったら6万2,000円となりまして、月額で6万2,000円で最低限の生活と。

今、減免の基準は7万4,000円ですから、単身の方が申請したとしたら、それぞれの生活保護基準に基づいて減免基準を別に設けると、例えば、6万5,000円の単身の方が来たら、単身世帯用の基準を設けたら減免は受けられなくなるのですけれども、今の基準は7万4,000円1本ということですので、該当しているのが現状かと思えます。

ですから、基準を1本にしていることで得をしている方と損している方というのは、どうしても出てきているのかなと思えます。

○梶副会長 先ほど、最初の杉岡会長のご質問の1本にしなければいけない理由を聞きそびれてしまったというか、理解できなかったもので、もう一回お願いします。

○事務局（尾崎管理係長） 1本にしなければならないことはなくて、議論の中でいろいろあり得るというか、実際に基準を何本か設けている政令市もございます。

ただ、政令月収と言いまして、所得税法上の控除をして、生活保護基準に基づいてというやり方をしている自治体も多いです。もともと国では、例えば、単身の場合の国の生活保護のモデル世帯、2人世帯の場合は何歳でというモデル世帯というきめ細かなものではなくて、あくまでも制度の検討をするときの基軸になる世帯として、33歳のお父さんと29歳のお母さんと4歳の子どもという3人世帯だったらというのが国の生活扶助の基準になっています。ですから、自治体で独自に根拠を詰めて、基準を何本か設けるということはあるのですけれども、その場合、よほどしっかりしたシミュレーションをして、どこへの説明にも耐え得る根拠をつくらなければならないというふうになるかと思えます。

今は、国のフォーマルな基軸となる世帯があるので、そこを準用させていただいて、その1本でいかせていただいているというのが現状でございます。

○杉岡会長 1本でやっている政令市は大半を占めているということですか。大体どの政令市も1本でやっているということですか。

○事務局（尾崎管理係長） ばらつきがありまして、政令月収という所得税法上の控除を使っているのが大体半分ぐらいで、あとは、所得計算をしないで、生の総収入といいますか、例えば、これでいう21万7,000円という総支給額と、控除計算をするのではなくて、世帯で幾らもらっているのですかというのを比べて、生活保護基準以下になっているから減額していきますよという基準を設けているところもあるのですけれども、それは大体5～6市ぐらいです。残りの3～4市ぐらいは、そもそも減免制度をつくっていないというところもありまして、それでおおむね20市ぐらいという内訳になっております。

○浅松委員 13ページの令和4年度の表のところに、単身世帯、高齢2人世帯、母子3人世帯、標準3人世帯とありまして、ここの世帯構成で年齢がそれぞれ出ていますけれども、これは別に平均ではなくて、例えばということですね。

単身世帯で38歳と書いてありますけれども、この表をつくる上で、言葉は悪いですが、適当に入れた数字なのですか。

○事務局（尾崎管理係長） 実は、札幌市の生活保護のホームページから引っ張ってきたのですけれども、ホームページに、例えばこの世帯の方が生活保護を受けるとしたら幾らぐらい受給できるのかという目安のために載せているもので、札幌市の生活保護を受給している世帯の中で単身世帯の平均を取って38歳だからとか、そこまでシミュレーションしたものではないです。

○浅松委員 そうですよ。市営住宅に入っておられる単身者の平均的な年齢がこれとは思えなかったもので、そんな細かいところまで入れていくと大変なのかもしれないですけども、単身世帯と2人世帯の実際の年齢構成はどれぐらいなのかというデータは、議論する上で必要かなと思いました。

○事務局（尾崎管理係長） 今、はっきりとしたのは持ち合わせていないのですけれども、去年、減免に該当した単身世帯の方の平均年齢を取ってみると、おおむね75歳です。ただ、75歳の単身の方だったら生活扶助は幾らになるのかというのは、年齢などで細かく変わってきます。2人世帯も、名義人の平均値でいきますと70代で、3人、4人の世帯となっていくとちょっとずつ下がって、それでも50代とか。4人以上の世帯になったら40代というような感じです。

ただ、それは名義人の平均なので、もうちょっとシステムに入っているデータを抽出してシミュレーションすれば、2人世帯で名義人が平均何歳で同居者は平均何歳なのかという分析はできますので、それでいった場合、保護費は幾らもらえるのか、そこから換算したら減免の基準が幾らになるのかというのは、今はできていないのですけれども、算出することは可能だと思います。

○杉岡会長 ほかの方はいかがでしょうか。

社会保障を前提にいろいろ考えると、生活保護の基準と連動させるというのは別に悪いことではなくて、必要な人にはちゃんと生活保護を受けてもらうということで、権利として生活保護を位置づけることを前提にするのであれば、生活保護と連動させますということについて、それはちょっと問題だねということには多分ならないです。今の標準の世帯の設定による基準額で、不利益になる人がなるべく少なくなるようになっているのであれば、それはそれで問題なくて、7万4,000円でいいのではないかと。

例えば、札幌市の単身世帯や2人世帯のところ、実際に7万4,000円でやっていると不都合があるということがないということであれば、それはそれでいいと思うのですが、お金のことについてはなるべくシンプルに決めて、ほかの政令市と理屈を合わせられるようなものであれば、なるべく多数派で合理的なものが適用されているということで、札幌市独自の計算で細かくやっていますという必要もないのだろうと思っています。

減免措置なしと言っているのは、生活保護の基準を全面的に使っているから減免措置なしでやるということなのだと思います。そこら辺も含めて、若干確認しておいてもらったほうがいいと思っています。問題ないということの説明をしておいてもらえれば、安心して次に行けると思います。

ほかはいかがですか。

○事務局（藍原住宅担当部長） 本日、札幌市の減免基準の概要というところでご説明させていただいておりますので、今、会長からもご指摘がありましたとおり、他都市の状況などをまとめたものは、この次にお示しをしながら、参考にさせていただきたいと思っております。世帯ごとの政令月収の比較というのは、あくまでもモデル的に出したもので、例えば、現在、市営住宅に入居されている世帯、平均的な年齢、世帯構成で算出した場合はどうなるのか、そういったものもモデル的に算出しながら、今後の議論の参考にさせていただきたいと思っております。

本日はそこまで用意ができておりません。まずは、札幌市の減免制度の概要をご理解いただけるような形で議論を進めていただきたいと思いますと思っております。

○杉岡会長 分かりました。

○宮入委員 ご説明をどうもありがとうございました。

私も生活保護基準にどういうふうに均衡させて、それだけが基準というか、ほかにはないのかと思ったのですが、今日のご説明を聞いて、まず、最低ラインというか、国の制度とも合わせて生活保護基準と減免の基準を均衡させるのは非常に重要なことであるということはよく分かりました。

そういう意味で、単に値上げしたり、受益者負担というところからというよりも、まずそこですでにだけ均衡させるということの意義は分かりました。

あとは、皆さんからも出ているのですが、メールでいただいた資料を見て、高齢者の割合が非常に高く、生活保護の話と、場合によっては地域の生活インフラというか、

最後のよりどころになっている。名義者としては70歳以上が7割で単身も5人以上も入れてですけども、ほぼ単身で、それも高齢の人たちがほとんどを占めるという状況です。ここの生活をどう支えるのかという検討は、また別な意味で必要なのかなという感じがしました。

いろいろな資料をありがとうございました。

○杉岡会長 ほかにご質問、ご意見があればお願いしたいと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○杉岡会長 では、後ほどまたつながりも出てくるかと思うのですが、ここで10分程度の休憩を取らせていただきまして、後半に予定されている減免制度の見直しにおける検討事項がどういうふうに想定されているのかということをご説明いただくことにしたいと思います。

[休 憩]

○杉岡会長 皆さんおそろいですので、再開しまして、次の説明をお願いしたいと思います。

○事務局(尾崎管理係長) 改めまして、私から説明させていただきます。

本日は、検討事項として二つ検討させていただきたいということをおっしゃっていたのですが、そのうちの二つ目が標準世帯の在り方についてでしたので、先ほど先行して意見交換が始まってしまった感じではあったのですが、もう一つの検討事項①をご説明したいと思います。

10ページになります。

生活保護基準と減免基準の整合性を図るに当たって検討したいことということで、まず、生活保護基準検討に係る国の動向についてです。

10ページのほかに、もう一つお配りしている別紙2も併せてご覧いただけたらと思います。

大まかに申し上げますと、国は生活保護基準を5年ごとに検証して、その検証結果に合わせて基準変更を行っているということです。

5年に一遍というのはいつから始めたかと申しますと、平成16年に社会保障審議会の提言がありまして、その後は、5年に一度、社会経済状況等を見ながら基準の検討をしましょうというふうになってございます。

最初の頃は、標準世帯の基準額は据置き、その5年後の平成20年のときも、当時の原油価格の高騰を勘案し、これも基準は据置きということで、検証したから必ず基準額が前後して動くというわけではなく、据置きという選択肢もあるという見直しをしているようです。

現在の札幌市の減免基準と乖離が生じることになったのは、平成25年のときの見直し

です。このときに初めて、3年かけて引き下げていきますという検討結果が出まして、段階的に引下げが行われています。その5年後の平成30年にも、さらに引き下げましょうということで、これも3年間かけて引下げを、その結果、先ほどの黄色の図の中で青い部分の差が生まれているという状態です。

これは余談になりますけれども、昨日の道新に、熊本県で生活保護の引下げについて違法ではないかという判決が出たという記事がございました。これは、どこについて争っているかという、平成25年からの3年間で引き下げたのが違法ではないかということで係争していたものです。

実は、全国的に訴訟が起きており、これまでに10か所で判決が出ていて、そのうち大阪府と熊本県の2か所で、検証の仕方がおかしいのではないかとということで違法だという判決が出ています。一方、8か所では、厚生労働大臣の裁量権を逸脱しているものではないということで、違法ではないという判決が出ていて、今、司法の判断が割れている状況でございます。

ちなみに、札幌でも同じ訴訟があって、去年の3月に違法ではないという判決が一度は出ておりますけれども、原告の方は控訴してしまっていて、間もなく控訴審が始まる予定と聞いております。

今回、委員の皆様にご意見を伺いたかったのは、国の基準が5年に一度見直されるわけですが、実は、平成30年に見直しされたことから、次の5年後は令和5年なのです。ただ、令和5年の何月なのかは実ははっきりしなくて、過去の例でも、平成25年でしたら8月に変わっていますし、平成30年は10月に見直しをされております。ですから、令和5年度中のどこかでやることは決まっているのですけれども、何月なのかは分からないのが現状です。

そして、私たちが前回の会議で示したスケジュールでいきますと、夏までの間に集中的に審議を行って、答申をいただいて、その答申も踏まえて秋から冬にかけて制度を固めて、入居者等への周知も行って、令和5年4月から新制度を運用という説明をさせていただいたところでしたが、先ほどの青いところを解消しようとなったとして、現行の制度に合わせて青い部分がなくなったとしても、令和5年度中のどこかでまた動く可能性があります。合わせたそばからまた離れる可能性があるというのが一つです。

下がるのか、上がるのか、据置きか、札幌市が合わせて、据置きになると乖離が解消された状態でしばらく続く感じにはなるのですけれども、私たちの思い描いているとおりになるとは限らないので、また下がってしまう可能性もあります。

実は、平成25年もそうだったのです。札幌市では、平成25年の4月から新しい減免制度を運用してしまっていて、平成23年の基準に合わせたのですけれども、8月に保護基準が見直されて離れていってしまったという出来事がありました。ですから、せっかく皆さんに意見をいただいて合わせたとして、またすぐに離れるのがよいのかどうか、そうかといって、それを見越してずっと合わせないでいたら乖離している状態がまた長く続いて

しまうだけという考え方もございます。また、最近、物価がとても上がっているという話も聞きますので、場合によっては上がったしたら、減免基準よりも生活保護のほうが上回ってしまうという可能性もゼロではないです。ですから、今、乖離しているので、一旦は現状の乖離を解消するという選択肢もあるでしょうし、令和5年の見直しが終わるまで待つという選択肢もありますし、もしくは、他都市の例もそうですけれども、例えば、国の動きに連動しない独自の基準を定めるなど、いろいろな選択肢があろうかと思えますけれども、それぞれ一長一短があると思いますので、今回、委員の皆様にも率直なご意見をお聞かせいただけたらと考えた次第です。

これで、私の説明は終わらせていただきます。

○杉岡会長 ありがとうございます。

ご説明いただいた見直しの時期のめどをどう考えたらいいかという話と、生活保護基準に対応させるかどうかという問題があったと思います。これもまた、他の政令市の選択の仕方の根拠と札幌市が根拠にしているポイントを委員の皆さんに確認していただきたいと思います。

これは、基準を踏襲すべきかどうかというだけだと話は早いのですが、都市によってまちまちのスタイルを取っているとなれば、どういう根拠に基づくことが妥当なのかという辺りを検討しておかなければならないので、なかなか議論しづらいものがあると思っていました。

取りあえず、皆さんからご意見があればいただきたいと思います。

○宮入委員 私は、先ほども言ったとおり、生活保護基準は非常に明快な一つの共通の基準で、これはそれなりに大事だし、裁判があるぐらい、セーフティネットの考え方としても大事なものだと思っています。

その時期ですが、例えば、7万4,000円という額を設定するのではなくて、生活保護の基準に連動して計算式をこうするというだけを決めておくのはどうなのですか。7万4,000円という価格を示すのではなくて、こういう形で算定するというふうになれば、変わったらまたそれに合わせて変えられるというか、そういうやり方はないのかなと思ったのです。

○杉岡会長 連動させる、一本化された原則でどうでしょうかということですが、宮達委員、どうですか。

○宮達委員 私も今のご意見に賛成です。

オートマチックな形にはなりますけれども、きっかけも正当な理由になりますし、検討すべき内容だけを事前に検討しておけば、変化に応じたものは迅速に行われると思われまますので、今のご意見に賛成します。

○杉岡会長 松前委員はいかがですか。

○松前委員 私も、生活保護の基準で、そのときに応じた対応でいいのかなと思います。

あんしん住まいサッポロで、現状として市営住宅も高齢化しているというお話があった

のですけれども、皆さんに現状、私たちが現場で相談を受けて、高齢者の方、若い方もいらっしゃるのですけれども、市営住宅とは直接関係ないかもしれないのですけれども、皆さんはやっぱり市営住宅を求めてくるのです。しかし、市営住宅に入居するのはハードルが高くて、私たちのほうに、住宅はありませんかということではいらっしゃるのです。

若い方はともかく、65歳以上70歳という高齢の方がいらっしゃるのですが、今、高齢者は本当に元気な方が多いのです。ご夫婦で元気で頑張って今まで健康寿命を延ばしてきたという方が多いので、今、マスコミで、高齢者の住宅で、安心ですよ、最後まで面倒を見ますよというのをキャッチフレーズにして、どんどん情報化されています。

今、そこに実際に住んでいて、自分たちが70歳、80歳になって、どうしようかということで私たちのところに、高齢者住宅ということで相談にいらっしゃるのですけれども、厚労省でサ高住をどんどん建ててと言われていた頃は、自立した高齢者の方がオーケーだったのです。でも、今は、自立した高齢者、要支援はほとんど間口が狭くなって、要介護者の高齢者の方でしたらオーケーというのが現状です。ですから、本当に高齢者が安心して住める場所がなくなってきているのです。

私たちも、ご夫婦で自立して元気に生活されているときは、一般賃貸とか市営住宅に住んで頑張ってやっていこうよという感じで情報提供するのですが、今の市営住宅の家賃は、一般賃貸からするとすごく優遇されていると感じます。ですから、減免があったときに、いいなと思うのですけれども、私自身、市営住宅から外れた高齢者の方を実際に見ていると、こういう方がいいですね、減免がいいですねという感じでは言いづらいです。

実際にサ高住の値段が本当に高くて、今、ご夫婦の年金で一般のお家で生活できていて、安心した老後を送るためにサ高住とか住宅型有料老人ホームに住みたいと思っても、ものすごく高くなるのです。夫婦で20万円で生活していて、二十何万円ありますから高齢者の住宅に入りますというのは、すごく厳しいのです。ですから、私たちは、頑張って2人で自立した生活を送っていきましょうとアドバイスするのです。

そういう生活を考えたときに、高齢者の減免というのは、必然的にこれからもどんどん多くなってくのではないかと思うのです。

では、こういう高齢者の方が安心して住める場所はどういう形がいいのかと思ったときに、ご夫婦とか1人で自立した生活を送れているのであれば、もし困ったら地域包括支援センターに行って相談してねと言います。今、地域包括ケアシステムという制度ができていますので、今後も地域包括システムがうまく動いていくというのがすごく理想的で、市営住宅も、今すぐではないのですけれども、若い人、高齢者とかと、地域でみんなが安心して住めるような場所に持っていくような形になるといいなと思います。

電話を受けたときに、じゃあ、俺たちはどこに行ったらいいんだよというふうに苦情的な感じで言われたことがあるのです。一般賃貸ですと連帯保証人、身元引受人が必須になってくるので、そうなったときに、今の高齢者の方は、みんなに迷惑をかけないように自分たちで頑張っていて、保証人はいないです、身元引受人もいないですというのが現状で

す。

現状を分かっていたいただきたいと思って発言しました。

○杉岡会長 ありがとうございます。

田作委員、いかがですか。

○田作委員 私も、オートマチックで議論していくのがいいと思いますが、私たちの任期は半年ではなかった気がするのです。2年間の任期があったと思うので、1回答申を出して、もしそれがあまりにもそぐわないものであったら、私たちの任期中にまた諮問を出していただければいいと思います。今は今でちゃんと議論をして決めて、令和5年度に、逸脱したことであればまた諮問していただいて、また議論したほうがいいのかなと思います。その方法で進めてほしいと思います。

○杉岡会長 ありがとうございます。

浅松委員、何かあればお願いします。

○浅松委員 私も、生活保護基準に連動するような形の制度設計ということであれば根本的な悩みは解消するのではないかと思いますし、最初の段階でどうしてそういう制度になっていなかったのかということのほうが疑問なくらいです。基準とするところとして、合理性もありますし、目指すところが、完全には言いませんけれども、目的に重なる部分がかなり多い以上、生活保護基準との乖離はないに越したことはないと思うので、指数なり何なりという形で決める形にはなると思うのですけれども、具体的な金額ではなく、連動して計算して出すという方法に私は賛成いたします。

○杉岡会長 梶副会長、お願いします。

○梶副会長 私も、宮入委員、宮達委員、浅松委員、ほかの委員の方々のご意見に賛成です。額を決めてしまうと生活保護制度の変動にそぐわなくなってしまうので、額を決めるということがまずかったのかなという気がしております。ですから、計算式にするのか、いずれにしても保護制度の基準が変わればこちらの減免の基準も連動して変わるというような仕組みにしておけばいいのかなと思っております。

○杉岡会長 おおむね生活保護基準に合わせて連動させるということで一本化すると、不合理なことが少なくなるということです。残された問題は、今の生活保護基準で連動させた場合に不利益になってしまうようなことが実際にどの程度想定されるのかということで、そこが確認されれば、原則は連動するというので、明らかに問題が出てくるということになればそれについて議論するというので、むしろ、実際に入居している世帯に対する減免の実際が使っている部屋のスペースを考慮されていないというほうが大きな問題ではないかと思うのです。

つまり、3LDKとか3DKで住んでいたけれども、今、家族がいなくなって1人になってしまっているという人に減免をどんどん適用していくことになると、先ほど松前委員が指摘されたように、複数の世帯で何とか頑張っている生活したいと思っている人と、1人でたくさんの部屋を使って減免を受けている人との不公平な状態というのがむしろ強調され

ることになってしまいますので、そこら辺は検討が必要かと思えます。

取りあえず、1番目の議題については、連動させることを前提に問題点がどう出るのかというところだけを確認していただいて、あとは、ほかの政令市が連動させるときの根拠にしていることと、札幌市が必ずしも連動させていなかったことを含めてほかの政令市で根拠にしているところを比較して整理してもらえれば、最終確認がしやすいと思えます。よろしくお願ひいたします。

○杉岡会長 それでは、検討事項の②についてご説明いただきたいと思えます。

○事務局（尾崎管理係長） それでは、検討事項②の採用するモデル世帯についてですけれども、実は前半部分で話してしまったことと結構かぶるのですが、資料の11ページでいきますと、今、札幌市は標準世帯の3人世帯をモデルとしていますけれども、実際に入っている入居者は単身世帯が一番多く、2番目が2人世帯です。

もともと市営住宅自体は昭和26年にできた法律で、当時は戦後の住宅難を解消するというのがメインの目的でしたので、その当時は、単身世帯なのか、家族がいる世帯なのか、どっちに重きを置くのかという中で、人数が多い方を多く救済しなければという意味合いもあって、最初は同居親族がいることというのが法律の中に入っていて、その法律に基づき市営住宅を建設していますので、必然的に世帯向けの供給戸数の割合が多くなっている現状にあります。

そうした形で市営住宅を整備し、世帯で入ってくださったのですが、その後、30年、40年と家族で暮らしているうちに、お子さんが大きくなって独立して、そのうちに高齢ご夫婦で住んでいる2人世帯となって、さらに年齢が進むと、どちらか配偶者の方がお亡くなりになって1人になっている方が多い状況にあることが、今、調べていて分かってきています。

杉岡会長がおっしゃっていたように、住宅の型式と入っている世帯数がアンマッチになっているというのは、そういった事情もございまして、ですから、結果的に3LDKのところは1人でお住まいの方も相当数いらっしゃいます。

当然、家賃は面積に応じて上がりますので、広い部屋で1人で暮らして家賃が高くなるのだったら住み替えたいという声もありまして、そういった方は住み替えの要件に該当するのですが、いかんせん1人用の住居が少ないものですから、空けば移っていただくという格好にはなるのですが、なかなかスムーズにはいかないのが実態です。

そのような現状なものですから、1人なのにこんなにゆとりがあるところに暮らすのはどうなのですか、移ってくださいとこちらから求めるということを行っていないのが現状です。

また、補足事項として、標準世帯や生活保護基準との連動について、20政令市の状況について、全部は聞き切れていないのですが、何市かは聞き取ったり、政令市の会議の結果を確認したところ、生活保護に連動しているところは、令和5年にどうするのか苦慮していますという回答をしているところもあれば、生活保護基準を参考にして独自の

基準を定めているので、生活保護基準が動いたから直ちに見直すわけではなく、独自基準があるので、そんなにすぐに動こうとしていませんというところもあたりして、判断は分かれています。

ですから、もう少し詳細に全部の市に照会をかけてみて、国の基準との乖離というのをどんな方法で解消しているのかとか、実際、独自基準というと相当なシミュレーションや根拠が必要になってくると思うので、どんな考え方で何を採用してシミュレーションしたのか、次回以降にお知らせできたらと思っております。よろしくお願いたします。

あわせて、標準世帯のほうも、先ほどの繰り返しになりますけれども、単身世帯、高齢2人世帯、母子3人世帯と幾らか例を載せましたけれども、特段、世帯構成の根拠はありません。あくまでも札幌市の生活保護のホームページで紹介されている世帯を目安としたものなので、例えば、手元に資料があったので、札幌市の入居者の実態を改めて言いますと、市営住宅の減免が該当している方で単身世帯の平均年齢は75.4歳でした。2人世帯のところの名義人の平均年齢は71.8歳で、似たような感じです。3人世帯になると60.5歳、4人以上世帯になると、お子さんもいらっしゃるの、名義人の方の平均は49.9歳、大体50歳ぐらいです。50歳前後と40代の奥様と子どもが大学、高校ぐらいという感じだと推測されます。今、同居人の平均年齢まで出し切れていないものから、次回までにもう一度、平均がどのぐらいになるのか、その年齢、世帯構成だったら生活保護は幾らになるのかをシミュレーションしてみまして、その生活保護費から今の方法で減免基準に換算したら幾らになるのか、どこか最大公約数のところを1本設けたら、杉岡会長がおっしゃるように影響する人が出てきてしまうのかどうかということですね。高めのところに基準を設けて影響する人が出ないようにするラインがあるのかどうか、次回、その辺りを検討させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

資料の最後のページは、あくまでも参考ですが、標準3人世帯だった場合、今の基準だったら7万4,000円が減免の入り口で、現行の生活保護基準に置き換えると7万円になりますと。

申し訳ないのですけれども、これは令和3年の基準でした。令和4年のものが何ページか前にあるのですが、年間の支給額はちょっとずれているのですが、令和3年と4年でそれぞれやってみたら最終的に端数で処理されるので、ここは全部同じ数字になりました。

当時は、生活保護基準を年間総収入額に見立てて、給与所得に見立てて、100%だったところをまず減免の入り口にして、その年間総収入の9割と申しますか、9割相当だったものが次の減免区分、80%相当だったらその次という分け方をしているようですねけれども、前回、10年前にこの議論をしたときに、今は4区分ですが、当時は6区分にもっと細分化されていたのです。その中で、今は最低でも40%は負担してくださいとなっているのですけれども、20%負担というものもあって、それで相当低額になってしまっている現状もあります。それを見直すということで、収入と減免後の家賃、負担率と言うのでしょうか、通常の家賃であれば15%ぐらいは負担していただくという想定で制度設

計されているのですけれども、それと比べると、80%減額とかとなってしまうと、収入に対して3%ぐらいしか家賃が占めていないということで、ほかの区分の方と比べても負担率が低過ぎるのではないかという議論があったと議事録で確認しております。その中で、家賃と収入の負担率と、かといって、今の制度が変わることによって、収入が変わっていないのに2倍以上を超える家賃に変更になってしまうのは影響が大きいのではないか、そこは超えない程度に行うべきであろうという答申をいただいて、その辺りのバランスも考慮してた定めたものです。

ですから、一番最初に戻りますけれども、②の最低負担額・全額免除のあり方とか、③の負担率・負担率区分のあり方という議論をするときには、今の減免に該当している人の収入がどのぐらいあるのか、今の減免額だったら幾らの率で負担しているのか、それを見直すことによって率が変わってくるのかどうかという点についてお示しをしたいと思っていますので、また引き続きよろしくお願ひいたします。

○杉岡会長 それでは、何かご指摘、ご質問があればお願ひしたいと思います。

先ほど私が触れたように、減免の基準は自治体ごとに違っているもので、減免しているときに世帯の規模が小さくなってしまったことにより、もともとのスペースと合わなくなっているのですけれども、合わなくなっても、減免のときの計算がそのままになってしまうと、1人で非常に安い住宅に住んでいるということになりかねません。ですから、減免のときは、最初の世帯が入っているときの環境と1人になってしまったときのスペースの変化があるので、むしろ1人で暮らしている人のスペースの違いと減免との関係を、世帯数とスペースのところに減免がどういうふうに関連してくるのかをチェックしておけば、もうちょっと分かりやすい減免の根拠になるのではないかと思って見ていました。

宮達委員、どうですか。

○宮達委員 私も同様の感想を持っておりまして、いただいた資料を見ていきますと、83.62%が一般世帯向けの供給で、今回の資料の12ページでは全体で約45%、減免該当世帯では約54%が単身者で使っているという状況だと思われまます。単身者向けの戸数というのはまだ十分に供給できていないようなお話があって、単身者向けが14.39%しかないわけですから、うまくはまっていくのかというと、これがなかなか難しいのだろうと思われまます。

ただ、今後、古い建物を建て替えたり、地域の在り方なども含めながら市営住宅を考え直す際には、当然、それを考慮されるようなまちづくりになるのが望ましいと思われまますし、減免に当たっては、広い部屋にいつまでもいて、それがどんどん減免されるというよりは、よりミスマッチがない形で減免の感覚がうまく受け取られるようにすべきだろうという感想を持っているのですけれども、どのようにすればそれが実現するかは大変難しいので、もう少しお話を聞きたいと思っています。

○田作委員 市民の感覚からすると、長年連れ合いと一緒にいた家を、単身になることによって出ていきなさいと言われるのは心苦しいです。行きなさいと言われても私に行き場

所がないですというさっきの松前委員のお話になってくるのですけれども、そういうことでは血の通った行政とは言いにくい部分があるので、それを何とか埋められるような議論をしていけばいいなと思っていますが、もう少し資料を読み込ませていただきたいというのを今日の感想とします。

○杉岡会長 私が言っていた話は、人数が減ってきたから出ていってもらおうということではなくて、人数が少なくなったら減免の該当からは外れていきますというふうにしておかないと、そのまま減免をどんどんやっしまえば、世帯の中身と減免の実際が合わなくなってしまって、減免し過ぎになってしまっているという問題が出てくれば、たくさん希望者がいる中で、入れなくて困っている人との乖離が大きくなってしまうと不公平感が出るかなということです。

○浅松委員 多分、占有面積と人数という話ではなくて、入りたいというニーズがあるのに占有面積の広いところに単身でいるというところの不公平感ということを会長はおっしゃっていると思いますし、田作委員は、別に好きで広いところに住んでいるわけでもないのに、長年住んでいたら配偶者と死別してというようなところで、自分もこうなりたくなかったわけではないのにそこに移れというのはということをおっしゃっているのだと思います。私は、どちらの感覚も分かりますし、議論されている場面が若干ずれているのかなと思っていますのですけれども、先ほどありました減免の話というのは、減免の幅がどうのこうのという話よりは、むしろ、入居の公平性というか、入るとき、出るとき、入居者の新陳代謝の在り方をどうするかというところに結局は還元されると思うので、出入りというか入居者の入れ替わりの問題はさておき、既に入っている人の話でいえば、長年住んでいるいろいろな家族の移り変わりがあったので、1人でそんな広いところを占有しているのはどうなのというふうに言えるような話ではないかなと個人的には思います。

○杉岡会長 ほかにいかがでしょうか。

減免についても、なるべく分かりやすい仕組みに変えて、必要な人への減免は当然考えなければなりませんけれども、基本、生活保護基準に連動させていくのであれば、減免の仕方もかなり限定されてくると思うのです。同じ理屈になるので、そうなると、減免がなくてもいいですということにもなっていきます。減免についてももっと分かりやすい仕組みにしたほうがいいのではないかと思います。

○宮達委員 標準世帯の考え方も、多分、先ほどお話ししたように世帯向けのパターンが一番多いわけですから、それに合った世帯というと、今の標準世帯は合っているのではないかと思います。そこで考えておくということがこの実態には一番合うのではないかと思います。特に細かいほかの類型を考える必要はないのではないかと私は思うし、単身がそれを上回るか下回るかということで、どちらかという下回っているようなので、それでもカバーできることになるのではないかと感じています。ですから、標準世帯でいいのではないかなという意見を持っています。

○宮入委員 僕も全く同じで、そもそも単身世帯向けの応募がいっぱいあるのだけれども、

結局、箱としては普通の標準世帯向けというか、それで簡単にリノベーションできるとか、そういう問題ではないですね。その状況で、供給できる箱が家族向けだとしたら、そこを基準にせざるを得ないのかなという気がしました。

○事務局（藍原住宅担当部長） いろいろご意見をいただきましたので、そういったご意見を踏まえて、次回の委員会に向けて資料を整理して、さらなる議論を深めていただけるようにしたいと思っています。

ご意見を頂戴しています市営住宅の単身向けなのか世帯向けなのかというところは、冒頭でもご説明差し上げましたとおり、公営住宅は世帯の入居ということが大前提で整備が始まっているので、逆に言うと、単身世帯向けというのが主流ではないところがあります。そのため、世帯で住んでいたが、単身になってしまった場合、その方を優先して単身者向けの住居に住み替えていただこうとしますと、今住んでいる人ばかりが市営住宅の中で回っていくことになってしまっていて、新たな入居者、外から入ってくる方という枠が狭くなってしまうという課題もあるものですから、長期的な視点になると思うのですが、そういった辺りも課題として今後検討していきたいと思っております。

○浅松委員 とっぴな話かもしれないのですがけれども、例えば、世帯用の建物をシェアハウスみたいな形で単身者に入居させるということは、制度上、難しいのでしょうか。改装をしなくてもいいような形ですね。

○事務局（藍原住宅担当部長） 市営住宅は、法律でその用途が限定されていて、シェアハウスというのは現状では難しいのかなと。

通常の世帯が居住するために整備をしているもので、それ以外の目的で使用できる場合というのが限定的に定められているため、少し難しいかと思えます。

○浅松委員 いろいろハードルが高いですね。分かりました。

○杉岡会長 なかなか難しい問題が多いと思います。4人世帯だからということで確保できた住宅が、1人になってしまったら4人世帯の権利をその人に保障していけるのかということになると、それも不合理なことになるので、4人世帯分のスペースを使うのであればそれなりにコストを払ってもらおうということが基本になりますね。

日本の家族構成として単身世帯の割合が一番多くなってきているわけで、もう4割近くまできているのであれば、これからの住宅供給は、基本的には一人暮らしの人が入れるような仕組みにしまわないと駄目なのですからけれども、現在の市営住宅の仕組みで世帯対応の古いタイプの入居物をたくさん用意してあるので、ある面では資源が無駄になってしまっているのです。そこをほかの政令市ではどうやって解決しようとしているのかも知りたいと思っております。

6. その他

○杉岡会長 大変貴重なご意見をいただき、整理の仕方も分かりやすくなってくると思っておりますので、本日のところは大体このぐらいにして、次回の日程調整をお願いした

と思います。

皆さんにカレンダーを見ていただき、6月27日から7月8日ぐらいの間にスケジュール的に可能なところを調整していきたいと思います。

〔次回協議会の日程調整〕

○杉岡会長 では、次回は7月13日の13時からということで、会議室の確保を考えていただければと思います。

○事務局（山崎住宅管理担当課長） 調整させていただきます。

○杉岡会長 皆さん、忘れないように13日に丸をつけておいていただければと思います。

ほかに整理していただくこともあるかと思うのですが、事務局から連絡事項をお話しいただければと思います。

○事務局（山崎住宅管理担当課長） 前回の家賃減免基準を見直す際に、入居者からの意見を伺うために入居者アンケートというものを実施していた経緯がございます。

前回は協議会が終わった後にアンケート調査を実施していたのですが、入居者の生活に直結する家賃減免見直しに関することを検討するに当たりまして、今回もアンケートを実施したほうがいいのではないかとということと、アンケート調査を行うのであれば、協議会がまだ続いている期間中に実施したほうが、入居者の実態などが分かって、今後検討を進めていく上で有益な参考資料になるのではないかとと思うのですが、委員の皆様方はいかがでしょうか。

○杉岡会長 アンケートが必要ないと言う人はあまりいないと思いますので、参考になる資料をちゃんと確保するというところで、実施するというところでよろしいのではないかと思います。

○事務局（山崎住宅管理担当課長） 分かりました。そのように調整いたします。

7. 閉 会

○杉岡会長 大変貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

アンケートについては、全体の設計を考えて、どういうところをポイントにしてアンケートするかということもありますので、ポイントについて、あるいは実施時期等も含めましてイメージが湧くように、ご説明の準備をお願いしたいと思います。

本日、委員の皆様方には、ご熱心に審議いただきまして、厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、第2回住まいの協議会を終わらせていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

以 上